多久市さが暮らしスタート支援金交付要綱

　（趣旨）

第１条　市長は、将来にわたって地域の活力を維持していくため、安定した雇用の創出や移住の促進等により新しい人の流れを創出することを目的として、予算の範囲内において多久市さが暮らしスタート支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その支援金については、佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領（令和４年４月１日施行）及び佐賀県さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱（令和４年４月１日施行）、多久市補助金交付規則（昭和４４年多久市規則第４号）並びにその他法令等に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

　（交付対象者）

第２条　支援金の交付の対象となる者は、第１号に規定する要件を全て満たし、かつ、第２号から第８号までに規定する要件のいずれかを満たす者とする。

　(１)移住等に関して、次のアからウまでの全てを満たしていること。

　　ア　転入時に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

　　(ア)　転入時の年齢が５９歳以下であること。

　　(イ)　多久市に転入する直前の１０年間のうち、通算５年以上県外に居住していたこと。この場合において、多久市に転入する直前に県内の他市町において農林漁業、伝統工芸等の就業前の研修を受けた者については、当該研修受講のために転入する前の期間とする。

　　(ウ)　多久市に転入する直前に連続して１年以上県外に居住していたこと。この場合において、多久市に転入する直前に県内の他市町において農林漁業、伝統工芸等の研修を受けた者については、当該研修受講のために転入する前の期間とする。

　　イ　移住先に関する要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

　　(ア)　多久市に転入したこと。

　　(イ)　令和４年４月１日以降に転入したこと。

　　(ウ)　支援金の申請時において、転入後１年以内であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる場合は、ぞれぞれの規定によるものとする。

　　　ａ　県外から県内市町に転入し、農林漁業、伝統工芸等の研修を受講した場合は、転入日は当該研修を受講するために県外から県内市町に転入した日とし、転入後の農林漁業、伝統工芸等の研修期間については、申請期間である１年間の算定に含めない。

　　　ｂ　別表１に定める「緑の雇用」新規就業者育成推進事業を活用した場合は、就業開始日から研修開始日までの期間を、申請期間である１年間の算定に含めない。

　　(エ)　多久市に支援金の申請日から５年以上継続して居住する意思を有していること。

　　ウ　その他の要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

　　(ア)　暴力団員等及び暴力団等（多久市暴力団排除条例（平成２４年多久市条例第１３号）に規定する暴力団員等及び暴力団等をいう。以下同じ。）でないこと。

　　(イ)　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

　　(ウ)　多久市地方創生移住支援金交付要綱（令和３年１０月１日施行）に基づく移住支援事業の対象でないこと。

 （エ） 事業引継ぎ奨励金交付要領（令和５年４月１日施行）に基づく移住加算奨励金の対象でないこと。

(オ)　その他県及び多久市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

　(２)　就職に関する要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

　　ア　勤務地が東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)以外の地域又は東京圏内の条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。)に所在すること。

　　イ　就業先が、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（令和４年１０月１日施行）第５に定める移住支援事業に係る移住支援金の対象として「さがＵターンナビ」又は「さがジョブナビ」に掲載している求人であること。

ウ　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領第５に定める移住支援事業に係る移住支援金の対象として「さがＵターンナビ」又は「さがジョブナビ」に掲載している対象法人に就業していること。

オ　求人への応募日が、「さがＵターンナビ」又は「さがジョブナビ」にイの求人が佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領第５に定める移住支援事業に係る移住支援金の対象として掲載されている期間中であること。

カ　当該法人に支援金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク　当該法人への就職日が、令和４年４月１日以降であること。

　(３)　起業に関する要件について、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領第６に定める地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

　(４)　農林漁業に関する要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

　　ア　農林漁業に就業した者のうち、別表１に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。

　　イ　令和４年４月１日以降に県内において農林漁業に就業したこと。

　　ウ　支援金の申請日から５年以上農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

　(５)　スポーツ振興に関する要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

　　ア　就業先が、県が進めるＳＡＧＡスポーツピラミッド構想に賛同し、スポーツ選手又はスポーツ指導者を採用する県内の佐賀県ＳＳＰアスリートジョブサポエントリー企業（法人）であること。

　　イ　佐賀県ＳＳＰアスリートジョブサポエントリー企業（法人）に就業した者のうち、別表１に掲げる人材確保支援策を活用し、当該法人に就業した者であること。

ウ　令和４年４月１日以降に当該法人に就業したこと。

エ　当該法人に支援金の申請日から５年以上継続して勤務し、佐賀県内においてスポーツ選手又はスポーツ指導者として活動する意思を有していること。

　(６)　伝統工芸等に関する要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

ア　別表２に掲げる事業者（県内に限る。）に就業した者、又は別表２に掲げる事業者として新たに開業した者（県内に限る。）であること。

イ　令和４年４月１日以降に当該事業者に就業し、又は当該事業者として開業したこと。

ウ　別表２に掲げる産品の担い手として、支援金の申請日から５年以上就業先に継続して就業し、又は開業した事業を継続する意思を有していること。（一定期間の就業後、就業先を退職し、当該産品の担い手として独立開業する意思を有している場合を含む。）

　(７)　事業承継に関する要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

ア　県内に所在する株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社等の事業又は個人事業を、佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて承継し、その代表者となる者であること。

イ　令和４年４月１日以降に事業承継が成立したこと。ただし、事業承継予定として、佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて１０年以内の事業承継計画書による合意がなされている場合は、事業承継が成立したものとみなす。

ウ　支援金の申請日から５年以上申請者が承継するアの事業を継続する意思を有していること。

　(８)　空き家活用に関する要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

ア　多久市空き家情報登録制度実施要綱（平成２２年多久市訓令甲第１号）に定める空き家バンク制度を活用し、居住することを目的として空き家を取得した者であること。

イ　令和４年４月１日以降に当該空き家を取得したこと。

ウ　当該空き家の取得後に、当該空き家の所在地に住民票を移した者であること。

エ　支援金の申請日から５年以上居住することを目的として当該空き家を継続して保有する意思を有していること。

２　次条第２号に規定する２人以上の世帯の申請をする場合は、前項に掲げる要件を満たし、かつ、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

　(１)　移住者を含む２人以上の世帯員の全てが、移住元において同一世帯に属していたこと。

　(２)　移住者を含む２人以上の世帯員の全てが、申請時において同一世帯に属していること。

　(３)　移住者を含む２人以上の世帯員の全てが、令和４年４月１日以降に転入したこと。

　(４)　移住者を含む２人以上の世帯員の全てが、支給申請時において転入後１年以内であること。

　(５)　移住者を含む２人以上の世帯員の全てが、暴力団員等及び暴力団等でないこと。

　（支援金の額）

第３条　支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

　(１)　単身世帯　６０万円

　(２)　２人以上の世帯　１００万円

　（支援金の交付申請）

第４条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多久市さが暮らしスタート支援金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　(１)　別表３に掲げる書類

　(２)　本市に市税等を滞納していないことの証明書

　(３)　その他市長が必要と定める書類

２　申請者が日本国籍を有しない場合においては、前項各号に掲げるもののほか、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しを添付しなければならない。

３　支援金の申請は、同一世帯において１回限りとする。

　（交付決定及び額の確定）

第５条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の交付を決定するとともに、その額を確定し、多久市さが暮らしスタート支援事業に係る移住支援金の交付決定及び確定通知書（様式第３号）により申請者に通知する。

　（支援金の交付請求）

第６条　支援金の交付の決定及び確定を受けた申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、多久市さが暮らしスタート支援金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

　（状況報告及び立入調査）

第７条　市長は、必要があると認めるときは、申請者及び申請者の就業先に対し、本事業に関する状況報告及び立入調査を求めることができる。

　（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第８条　市長は、支援金の支給を受けた者が、次の各号に掲げる要件に該当する場合、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、支援金の全額又は半額の返還を命じることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合はこの限りではない。

　(１)　支援金の対象者及びその世帯員が、暴力団員等又は暴力団等であることが明らかになったときは、交付決定の全部を取消し、支援金の全額を返還するものとする。

　(２)　支援金の対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であると明らかになったときは、交付決定の全部を取消し、支援金の全額を返還するものとする。

　　ア　虚偽の申請等をした場合

　　イ　支援金の申請日から３年未満に多久市から転出した場合

　　ウ　支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

　　エ　地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

　　オ　支援金の申請日から１年以内に承継した事業を廃止した場合

　　カ　空き家の取得、改修等に係る多久市定住奨励金制度の交付決定等を取り消された場合

　(３)　支援金の対象者が支援金の申請日から３年以上５年以内に多久市から転出した場合は、交付決定の一部を取消し、支援金の半額を返還するものとする。

　（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年２月７日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

　　　附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の改正前に本市に住民票を異動した対象者については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年６月２３日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 実施主体 | 人材確保支援策 |
| 農業 | 佐賀県内市町 | 新規就農者育成総合対策（経営開始型） |
| 漁業 | 佐賀県漁業就業者支援協議会 | 経営体育成総合支援事業（長期研修事業対象者） |
| 林業 | 全国森林組合連合会 | 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（林業作業士研修対象者） |
| スポーツ | 公益財団法人佐賀県スポーツ協会 | ＳＳＰ選手・指導者佐賀定着支援金 |
| 佐賀県 | ＳＳＰアスリートジョブサポによる職業紹介 |

別表２（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 産品名 | 事業者 | 団体等 |
| 伊万里・有田焼 | 有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者 | 佐賀県陶磁器工業協同組合（登録商社を含む。）、肥前陶磁器商工協同組合、佐賀県陶磁器商業協同組合、伊万里・有田焼伝統工芸士会、左項市町の商工会議所又は商工会 |
| 有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の原材料等（陶土、生地、型、溶剤、釉薬、絵具）の製造等を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者 | 肥前陶土組合、左項市町の商工会議所又は商工会 |
| 唐津焼 | 唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者 | 唐津焼協同組合、唐津観光協会、左項市町の商工会議所又は商工会 |
| 唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の原材料等（陶土、溶剤、釉薬、絵具）の製造等を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者 | 左項市町の商工会議所又は商工会 |
| 白石焼 | 右項に掲げる団体に加入する事業者 | 白石焼陶器組合 |
| 諸富家具・建具 | 同上 | 諸富家具振興協同組合 |
| 小城羊羹 | 同上 | 小城羊羹協同組合 |
| 神埼そうめん | 同上 | 神埼そうめん協同組合 |
| 西川登竹細工 | 同上 | 佐賀・長崎竹工販売組合 |
| うれしの茶 | 右項に掲げる団体に加入する事業者。ただし、うれしの茶を取扱う事業者に限る。 | 嬉野茶商工業協同組合又は佐賀県茶商工業協同組合 |
| 名尾手漉和紙 | 右項に掲げる事業者 | 名尾手すき和紙株式会社 |
| 鍋島緞通 | 同上 | 株式会社鍋島緞通吉島家、吉島伸一鍋島緞通株式会社又は株式会社織りものがたり |
| 肥前びーどろ | 同上 | 副島硝子工業株式会社 |
| 浮立面 | 同上 | 小森恵雲又は中原恵峰 |
| 弓野人形 | 同上 | 江口人形店 |

別表３（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 確認書類 |
| 共通 | ア　身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）イ　移住先の住民票の写しウ　移住元の住民票の除票の写し（ただし、転居歴があり、除票の写しのみで確認ができない場合は、戸籍の附票）（申請者が外国人の場合）永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有することを証明する書類の写し |
| ２人以上の世帯向けの金額を申請する場合 | ア　移住先の住民票の写し（申請者を含む２人以上の世帯員の移住先での住所を確認できる書類）イ　移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での住所を確認できる書類）（ただし、転居歴があり、除票の写しのみで確認ができない場合は、世帯全員分の戸籍の附票） |
| 就職に関する要件に該当する場合 | 就業証明書（就職）（移住支援金の申請用）（様式第２号の１） |
| 起業に関する要件に該当する場合 | 起業支援金の交付決定通知書の写し |
| 農林漁業に関する要件に該当する場合 | （農業の場合）新規就農者育成総合対策（経営開始型）の交付決定通知書の写し（林業の場合）ア　就業証明書（漁業・林業）（移住支援金の申請用）（様式第２号の２）イ　「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の写しウ　「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し（漁業の場合）ア　就業証明書（漁業・林業）イ　長期研修支援事業（独立型）実施の認定通知の写　し（研修受講後に申請する場合）農林漁業研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの） |
| スポーツ振興に関する要件に該当する場合 | 就業証明書（スポーツ）（移住支援金の申請用）（様式第２号の３） |
| 事業承継に関する要件に該当する場合 | ア　事業承継支援証明書（事業承継）（移住支援金の申請用）（様式第２号の４）イ　事業承継の成立を証する書類（契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業計画書等）の写し |
| 伝統工芸等に関する要件に該当する場合 | （就業の場合）就業証明書（伝統工芸）（移住支援金の申請用）（様式第２号の５）（開業の場合）ア　個人事業の開業・廃業等の届出書の写し、又は開業届出済証明書の写しイ　別表２団体等の欄に掲げる団体等に加入したことを証する書類の写し（研修受講後に申請する場合）　伝統工芸等研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの） |
| 空き家活用に関する要件に該当する場合 | ア　市町が設置する空き家バンク活用を証する書類の写しイ　空き家取得の成立を証する書類（契約書、覚書、所有者の変更を証する書類）の写し |